

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

令和6年4月5日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別等

| 種別 | 区分 | 実施期日 | 時間 | 場所 |
|--------------|------|----------------------|----------------------|--|
| 交通誘導警備業務（1級） | 学科試験 | 令和6年 7月6日 (土) | 午前9時から 午前10時30分まで | 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ 原73番地116 中南信運転免許センター |
| | 実技試験 | 令和6年 7月27日 (土) | 午後1時30分から 午後5時まで | 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ 原73番地116 中南信運転免許センター |

(注) 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

2 受検定員

30名

3 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 試験の区分及び科目

| 区分 | 科目 |
|------|--|
| 学科試験 | (1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 車両等の誘導に関すること。 (4) 交通誘導警備業務の管理に関すること。 (5) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |
| 実技試験 | (1) 車両等の誘導に関すること。 (2) 交通誘導警備業務の管理に関すること。 (3) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |

5 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全全部生活安全企画課（受付専用電話026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は、一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和6年5月9日（木）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（この時間以外での受付は、一切行いません。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、令和6年6月7日（金）まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 3の(1)に該当する者にあっては、次に掲げる書類

(7) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し

(イ) (7)の合格証明書の交付を受けた後、当該種別警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）

エ 3の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受験資格について認定した書面（1級検定受検資格認定書）

オ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（14,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話

026-233-0110内線3032) に問い合わせてください。

- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課